

令和 8 年度 第 1 回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
1	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	交通事業会計繰出金（物価高騰対応分）	①物価高騰に伴う燃料費の上昇による厳しい経営環境の中においても、地域公共交通としての路線を維持し運行を継続している鉄軌道（路面電車）に対し、運行費補助を行うことで事業継続を支援する。 ② 交通事業会計繰出金 ③交通事業においては、運転士等の人件費、燃料費（軽油・電力）、車両及び設備の修繕費等の運行費が全般的に上昇している。収支は、収益4,944百万円に対し、運行に必要な費用5,893百万円を要することから949百万円の不足となる。 ④交通事業者	R8.4	R9.3
2	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	交通需要マネジメント事業（物価高騰対応分）	①原油価格・物価高騰の影響から費用負担が増加している交通事業者に対して増便に向けた支援を行うことで、公共交通の利用者増加につなげるもの ②バス利用者の増加に向けた社会実験経費 ③委託料（原油価格・物価高騰の影響から費用負担が増加している交通事業者に対して増便に向けた支援等）：50,000千円 ④交通事業者	R8.5	R9.3
3	①食料品の物価高騰に対する特別加算	学校等給食食材高騰対策緊急支援事業	①物価高騰により食材が値上がりし、学校給食の実施への影響が出る中で、保護者（教職員は対象外）の負担軽減及び学校給食の体制維持等これまでどおりの栄養バランスや栄養量を確保した給食を安定的に提供する。給食無償化の対象外とされている中学校（特支中高含む）について、物価高騰影響分について本交付金を活用する。 ②中学校・特支（中高）の食材費1,470百万-（教職員給食費115百万+保護者給食費1050百万）＝305百万 需用費（賄材料代）305,390千円 ③中学校 1食あたり88円 対象者数19,000人 約347万食 （88円×19,000人×183回÷305,390千円） ④市立中学校及び特別支援学校（児童生徒の保護者等）	R8.4	R9.3
4	①食料品の物価高騰に対する特別加算	学校等給食食材高騰対策緊急支援事業（幼稚園）	①物価高騰により食材が値上がりし、幼稚園給食の実施への影響が出る中で、保護者（教職員は対象外）の負担軽減及び学校給食の体制維持等これまでどおりの栄養バランスや栄養量を確保した給食を安定的に提供する。 ②需用費（賄材料代）1,000千円 ③幼稚園 1食あたり80円 対象者数80人 約12,500食 （80円×80人×157回÷1,000千円） ④幼稚園（児童生徒の保護者等）	R8.4	R9.3
5	④消費下支え等を通じた生活者支援	農業集落排水特別会計繰出金（物価高騰対応分）	①物価高騰対策として全世帯に支援が行き渡ることを目的とし、安定した生活の支援を図る。 ②農業集落排水特別会計繰出経費 ③基本使用料約890.47(円/月)×3ヶ月×約700世帯≒2,000(千円)減免。 ④水道未利用者かつ農業集落排水施設の利用者。（※一般家庭用で利用するものを対象とし、事業用は対象外とする。）	R8.4	R8.12
6	④消費下支え等を通じた生活者支援	水道事業会計繰出金（物価高騰対応分）	①物価高騰の影響を受けた生活者への支援として、上水道利用世帯に対して、水道料金（基本料金部分）の3か月分の料金減免を実施する。 ② 水道利用料金減免による水道事業会計収入補填及び料金システム改修経費 ③給水栓口径13mm 水道料金990円/月×3か月×233,593世帯… i 給水栓口径20mm 水道料金1,364円/月×3か月×90,100世帯… ii 給水栓口径25mm 水道料金1,859円/月×3か月×5,006世帯… iii 給水栓口径40mm 水道料金4,235円/月×3か月×5,006世帯… iv i + ii + iii + iv ≒1,154,000千円 水道利用料金システム改修経費：10,000千円 ④上水道利用世帯（33.4万世帯） 公共の施設は支援対象外。	R8.10	R9.3
7	④消費下支え等を通じた生活者支援	下水道事業会計繰出金（物価高騰対応分）	①物価高騰の影響を受けた生活者への支援として、上水道未利用世帯かつ下水道利用世帯に対して、下水道使用料（基本使用料部分）3か月分の使用料減免を実施する。 ②下水道使用料減免による下水道事業会計収入補填 ③下水道使用料890円/月×3か月×4,800世帯≒13,000,000円 ④上水道未利用世帯かつ下水道利用世帯（4,800世帯） 公共の施設は支援対象外。	R8.10	R9.3
8	④消費下支え等を通じた生活者支援	物価高騰対策水道料金等減免の対象外世帯への現金給付事業	①水道料金等の減免の対象とならない世帯に対し、下水道料金と同程度の現金を給付することで生活者の負担の軽減を図る。 ②井戸水使用で浄化槽またはくみ取り便槽を使用している世帯への給付金及び事務費 ③下水道使用料890円/月×3か月×4,500世帯＝12,015千円 給付事務に従事する会計年度任用職員人件費（6か月×2名）＝2,893千円 役務費（給付対象者への郵便料及び振込手数料）＝1,413千円 委託費（事業の周知啓発に係る費用）＝1,577千円 需用費＝102千円 ④全世帯（約34.4万世帯）から上水道利用世帯（33.4万世帯）及び井戸水使用の下水道利用（約4,800世帯）または農業集落排水利用世帯（約700世帯）を除いた約4,500世帯	R8.10	R9.3